

## 半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市における男女共同参画社会の形成のため、男女共同参画事業を行う団体（以下「団体」という。）に対し交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助対象事業及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、当該団体に通知するものとする。この場合において、補助の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の広報)

第5条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助対象事業が半田市男女共同参画社会推進事業補助金の交付決定を受けて実施するものである旨を広報するものとする。

(対象事業の変更)

第6条 補助団体は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ半田市男女共同参画社会推進事業補助金変更申請書（様式第3）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市男女共同参画社会推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4）により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助団体は、事業が完了したときは、半田市男女共同参画社会推進事業実績

報告書（様式第5）に必要書類を添えて速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、当該報告に基づき補助金の額を確定し、半田市男女共同参画社会推進事業補助金確定通知書（様式第6）により、補助団体に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条の通知を受けた補助団体は、半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付請求書（様式第7）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助団体が補助金を前金払により受けようとするときは、半田市男女共同参画社会推進事業補助金前金払請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる補助金の額は、交付予定額の10分の7の額を上限とする。

（検査等）

第10条 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助団体に対し、補助金の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助団体がこの要綱又は交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（延滞金）

第12条 前条の規定により、補助金の返還を求められた補助団体が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	補助金の額
講演会、映画上映会等の大規模な啓発事業 (※)	1事業につき対象事業費の2分の1以内の額で、15万円を上限とし、予算の範囲内において市長が認める額。
講座、セミナー等の啓発事業	1事業4万円を上限とし、予算の範囲内において市長が認める額。
広報紙等の発行による啓発事業	1事業2万円を上限とし、予算の範囲内において市長が認める額。
その他、市が必要と認めた事業	事業の実施に必要と認めた経費のうち、予算の範囲内において市長が認める額。

※参加予定人数（関係者除く。）が概ね300名以上である事業をいう。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者（職）氏名

半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付申請書

半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象事業

2. 事業費の総額

3. 補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 団体の規約その他これに類するもの

様式第1別紙1

事業計画書

1 事業の名称	
2 事業実施主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業の目的	
5 男女共同参画 社会推進への 効果	
6 事業の内容  (1) 対象者 (2) 参加予定人数 (3) 内容 (方法) (4) その他  ※広報紙等を発行 する場合は、発行 予定部数、送付先 等を記入してくだ さい。	
7 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

収 支 予 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

収 入 (単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市男女共同参画社会推進事業補助金		
計		

支 出 (単位:円)

費目	金 額	備 考
<b>報償費</b>		
講師謝金		
その他		
<b>旅 費</b>		
交通費		
通行料		
その他		
<b>需用費</b>		
消耗品費		
印刷製本費		
その他		
<b>役務費</b>		
郵便料		
通信料		
保険料		
その他		
<b>使用料</b>		
<b>備品購入費</b>		
<b>人件費</b>		
<b>賃借料</b>		
その他の費用		
合計		※その他の場合は内容を備考欄に記載

※ 補助申請する事業に係る収支予算だけ記載してください。

様式第2（第4条関係）

第 号  
年 月 日

団体名  
代表者（職）氏名 様

半田市長 印

半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました半田市男女共同参画社会推進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助対象事業

2. 補助金交付予定額 金 円  
※補助金交付の上限額となります。



様式第3（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者（職）氏名

半田市男女共同参画社会推進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました半田市男女共同参画社会推進事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 事業の名称

\_\_\_\_\_

2. 変更する事項

変 更 前	変 更 後

3. 変更する理由

添付書類（1）変更事業計画書（別紙1）

（2）変更収支予算書（別紙2）

※（1）（2）とも、変更内容を明確に記入してください。

## 変 更 事 業 計 画 書

1 事業の名称	
2 事業実施主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 事業の目的	
5 男女共同参画 社会推進への 効果	
6 事業の内容  (1) 対象者 (2) 参加予定人数 (3) 内容 (方法) (4) その他  ※広報紙等を発行 する場合は、発行 予定部数、送付先 等を記入してくだ さい。	
7 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

変更収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

収入 (単位:円)

科目	金額	内訳
半田市男女共同参画社会推進事業補助金		
計		

支出 (単位:円)

費目	金額	備考
<b>報償費</b>		
講師謝金		
その他		
<b>旅費</b>		
交通費		
通行料		
その他		
<b>需用費</b>		
消耗品費		
印刷製本費		
その他		
<b>役務費</b>		
郵便料		
通信料		
保険料		
その他		
<b>使用料</b>		
<b>備品購入費</b>		
<b>人件費</b>		
<b>賃借料</b>		
その他の費用		
合計		※その他の場合は内容を備考欄に記載

※ 補助申請する事業に係る収支予算だけ記載してください。

様式第4（第6条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者（職）氏名 様

半田市長 印

半田市男女共同参画社会推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました半田市男女共同参画社会推進事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1 補助対象事業

\_\_\_\_\_

2 補助金変更交付予定額

金 \_\_\_\_\_ 円

※補助金交付の上限額となります。

(表面)

様式第5 (第7条関係)

半田市男女共同参画社会推進事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者(職)氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました半田市男女共同参画社会推進事業について、下記のとおり実績を報告します。

事業の名称	
交付決定額	金 円

(裏面)

1 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 事業の内容 【講演会・講座等】 (1) 実施場所 (2) 対象者 (3) 参加者数 (4) 広報の方法 (5) 内容 (方法) (6) 実施体制 (共催団体等) (7) その他  【広報誌等の発行】 (1) 発行部数 (2) 送付先等 (3) 内容 (方法) (4) その他	
3 男女共同参画 社会を推進する上 で得られた効果	
4 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

※ 添付書類 (1) 収支決算書 (別紙1)

(2) 支出を証明する書類 (領収書又はレシートの写し等)

収 支 決 算 書

団体名 \_\_\_\_\_

収 入 (単位:円)

科 目	決算額	予算額	差引	内 訳
半田市男女共同参画社会推進事業補助金				
計				

支 出 (単位:円)

費目	金額	予算額	差引	備考
<b>報償費</b>				
講師謝金				
その他				
<b>旅 費</b>				
交通費				
通行料				
その他				
<b>需用費</b>				
消耗品費				
印刷製本費				
その他				
<b>役務費</b>				
郵便料				
通信料				
保険料				
その他				
<b>使用料</b>				
<b>備品購入費</b>				
<b>人件費</b>				
<b>賃借料</b>				
その他の費用				
合計				※その他の場合は 内容を備考欄に記載

※ 補助申請する事業に係る収支決算だけ記載してください。

様式第6（第8条関係）

第 号  
年 月 日

団体名

代表者（職）氏名 様

半田市長 印

半田市男女共同参画社会推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した半田市男女共同参画社会推進事業補助金について、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1 補助対象事業 \_\_\_\_\_

2 補助金確定額 金 \_\_\_\_\_ 円



様式第7（第9条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者（職）氏名

半田市男女共同参画社会推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のありました半田市男女  
共同参画社会推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象事業

2. 補助金交付請求額 金 円

■振込先

(ふりがな) 口座名義	
金融機関	銀行・金庫
	本店・支店
口座番号	普通 当座 No. _____

様式第8（第9条関係）

半田市男女共同参画社会推進事業補助金前金払請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

所在地

団体名

代表者（職）氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました半田市男女共同参画社会推進事業について、下記のとおり前金払を請求します。なお、下記口座名義の者と上記代表者が異なる場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

記

1. 補助金交付予定額 金 円

2. 前金払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

※前金払請求額は、補助金交付予定額の  
10分の7の額を上限とする。

■振込先

(ふりがな) 口座名義	
金融機関	銀行・金庫 本店・支店
口座番号	普通 当座 No. _____